

(質問第八號) 昭和二十二年七月九日配付

新日本建設國民運動に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年七月八日

山下義信

参議院議長 松平恒雄殿

片山内閣はその施政の一端として危局突破に対する自主的國民運動の展開を期待し、その協力なくしては所期の目的は達し難いと言うのであるが、新日本建設國民運動が國民の間に澎湃として盛り上つてくるためには政府としても打つべき手は機微を失せず打つべきであると思う。第一は國民の束縛を速かに解いて經濟活動をなし得る余地を與えること、第二は眞面目にこの運動を實踐する國民のために、信賞必罰を明かにすること、第三は宗教運動を重んずること、これである。政府の所見如何。よつて次の諸点につき政府の所信を示されたい。

一、戰時惡法の撤廢狀況はどうなつてをるか、ことに戰時立法の統制經濟關係の法令はどうなつてをるか。

速に改廢すべきであると思うが如何。

二、統制を徹底すれば國民は單に遵法の外はない、國民が積極的に協力し得るような統制方式を採るかどうかが。

不必要な統制は漸次緩和する考はないか。

三、國民は現に慘たる耐乏生活をしてをると思うが、まだ／＼耐乏が足りないと思うか、どの程度まで國民生活の切り下げを要するか、現在の半分位か、基準を示すか示さないか。

四、國民道義の根源は正しき政治にあると思うが如何、正しき政治とは、信賞必罰の完全に行はれる政治であろう、然るに國民処罰の法規、並にその行政機構は至れり盡くせりであるが、信賞称揚の施政にいたつては、まことに微々たるものがある、現内閣の信賞政策は如何。

五、經濟危局突破に呼應する國民勤労者を表彰する考えはないか。

國民表彰法の制定は必要ないと考えるか。

六、新日本建設國民運動に対する熱意は今のところ低調である、その実行を挙げて青年に一任すれば必ず興隆すると思うが、政府はこれを青年層に望む考えがあるか無いか。

七、國民運動は實に國民総懺悔の實踐運動であつて同時に理想國家、理想社會の建設を目ざす一大宗教的運動であると思うが如何。

八、宗教改革の好機と思うが如何。

九、政府は宗教を重んずるか、一宗一派に偏することは無いか、宗教行政を重視し、宗教廳を獨立せしめ

る考えはないか、宗教行政の最高指導者を教界長老とする考えはないか。

十、隣人愛、正義感の実踐として全國社会事業の拡充強化が官民に依つて努力なさるべきであると思うが如何。

悲惨なる戦争犠牲者、可憐なる戦災孤兒らに溜い涙がそゝがれてこそ眞の國民運動は燃え上るのではあるまいか、國民勤勞、國民耐乏の喜びが生ずるのではあるまいか、政府の所見が承りたい。